〇社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律の一 部の施行期日を定める政令及び社会福祉事業法施行規則及び厚生省組織規程の 一部を改正する省令の施行について

(平成四年一二月一日)

(社援施第五三号)

(各都道府県知事あて厚生省社会・援護局長通知)

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律(平成四年 法律第八一号。以下「改正法」という。)の施行については、本年七月一日付け厚生省発 社援第二号厚生事務次官通知により貴職あて通知されたところであるが、本年一一月二六 日に社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律の一部の 施行期日を定める政令(平成四年政令第三六〇号。以下「政令」という。)が公布され、改 正法の一部が本年一二月一日から施行されたところである。また、これに伴い、同日に社 会福祉事業法施行規則及び厚生省組織規程の一部を改正する省令(平成四年厚生省令第六 七号。以下「改正省令」という。)が公布され、本年一二月一日から施行されたところで ある。

今回の改正法の一部の施行に当たっては、左記事項に留意の上遺憾なきよう御配意願いたい。

記

第一 政令の内容等

1 政令の内容

改正法の一部(社会福祉事業法(昭和二六年法律第四五号)に第七章の二第一節(基本指針等)及び同章第二節第一款(都道府県福祉人材センター)を追加する改正規定)の施行期日を、本年一二月一日としたこと。

2 留意事項

- (1) 社会福祉事業に従事する者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加の 促進を図るための措置に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)について 改正法による改正後の社会福祉事業法(以下「法」という。)第七〇条の二第一 項に規定する基本指針を定める際には、法第七〇条の二第三項の規定に基づき、都 道府県の意見を求めることとなること。
- (2) 都道府県福祉人材センターについて
 - ア 法第七〇条の六第一項に規定する都道府県福祉人材センターは、平成三年七月 三一日付け社庶第一六四号社会局長通知「福祉人材情報センター運営事業の実 施について」に基づく都道府県福祉人材情報センター(以下「都道府県情報セン ター」という。)について、その充実発展を図る観点から法定化したものである こと。

したがって、都道府県知事は、既に都道府県情報センターが設置されている 都道府県にあっては、都道府県情報センターを運営している社会福祉法人であって、かつ、法第七〇条の七の各号に掲げる業務を行うものを、また、都道府 県情報センターが設置されていない都道府県にあっては、平成五年度以降所要 の予算措置を講じた上で、社会福祉法人であって、かつ、法第七〇条の七の各 号に掲げる業務を行うものを、それぞれ都道府県福祉人材センター(以下「都道 府県センター」という。)として一個に限り指定し、その業務の積極的な展開を 通じて、各都道府県における社会福祉事業従事者の確保を図られたいこと。

イ 都道府県センターは、職業安定法(昭和二二年法律第一四一号)に基づく許可を 受けて無料職業紹介事業を行うものであるが、この事業を進めるに際しては、 公共職業安定所との密接な連携を図るとともに、社会福祉事業に従事しようと する者と、これを雇用しようとする社会福祉事業経営者の意向を十分踏まえつ つ、適切な指導を行う必要があること。

第二 社会福祉事業法施行規則の一部改正の内容等

1 社会福祉事業法施行規則の一部改正の内容

都道府県センターの指定の申請手続、都道府県センターの名称等の変更の届出及び 事業計画書等の提出について、必要な事項を定めたこと。

2 留意事項

(1) 都道府県センターの指定については、改正省令による改正後の社会福祉事業法施行規則(昭和二六年厚生省令第二八号。以下「施行規則」という。)第八条の二に定める申請により、法第七〇条の六の規定に基づき、行うものであること。

なお、施行規則第八条の二第二項第四号に規定する基本的な計画については、 都道府県センターの業務ごとに、具体的な事業の名称、事業の内容及び回数、手段 等事業の実施方法を明らかにしたものでなければならないこと。

(2) 都道府県センターの指定に係る申請があった場合は、速やかに審査の上指定されたいこと。

また、指定した場合は、(1)指定年月日、(2)指定を受けた法人の名称及び代表者の氏名、(3)法人の住所及びその他の事務所の所在地、(4)事業概要を記載した書類を、遅滞なく本職あて提出されたいこと。

なお、指定を取消したときも、(1)取消年月日、(2)指定を取消した法人の名称、住所及びその他の事務所の所在地を記載した書類を、本職あて提出されたいこと。

(3) 事業計画書等の提出については、法第七〇条の九及び施行規則第八条の四の規 定により適正に行われるよう指導されたいこと。